

長野県DMA T設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震・台風等の自然災害や大規模な列車事故・交通事故及び新興感染症等の感染拡大時等（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害現場において救命救急処置等を行う災害派遣医療チーム（以下「長野県DMA T」という。）について、その設置、編成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定病院)

第2条 長野県知事（以下「知事」という。）は、長野県DMA Tを効果的に運用できると認められる病院の長に対して、長野県DMA Tの設置及び運営に関する協力を依頼する。

- 2 長野県DMA Tの設置及び運営に関し協力を申し出た病院を長野県DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）として指定する。
- 3 知事は、前項の指定をしたときは、指定病院に対して指定証を交付するとともに、長野県DMA Tの派遣に関する協定を締結する。

(隊員登録)

第3条 知事は、指定病院の長から推薦を受けた者を長野県DMA T隊員（以下「隊員」という。）として登録し、知事が実施する養成研修の修了者又は他の都道府県知事が実施した厚生労働省認定のDMA Tに係る研修等（以下「ローカルDMA T隊員養成研修」という。）修了者に対し登録証（様式第1号）を交付する。

- 2 指定病院の長は、前項の推薦をするときには、厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム研修（以下「日本DMA T隊員養成研修」という。）修了者又はローカルDMA T隊員養成研修修了者、その他隊員として相応しい者を推薦するものとする。
- 3 指定病院の長は、隊員の登録内容に変更が生じたときは、知事に変更を届け出るものとする。この場合において、知事は隊員に登録証を書換え交付する。
- 4 隊員登録有効期間（以下「有効期間」という。）は5年間とする。ただし、年度途中に隊員として登録を受けた場合は、登録を受けた当該年度及びその後5年間を有効期間とする。

なお、第2項の推薦をするときに既に日本DMA T隊員に登録されている場合及び隊員が有効期間内に日本DMA T隊員養成研修を修了し日本DMA T隊員として登録された場合は、有効期間を日本DMA T隊員の資格有効期間に合わせるものとする。

- 5 有効期間の更新は、有効期間内に次に掲げる要件のいずれかを満たし、指定病院の長から推薦を受けた者に対して、有効期間終了日の翌日（4月1日）に行うものとする。

- ① 長野県が主催する研修に1回以上参加又は長野県内で開催される日本DMA T技能維持研修を1回以上見学するとともに、長野県が主催する訓練に1回以上参加若しくは国の総合防災訓練又は中部ブロックDMA T実働訓練に1回以上参加すること。

- ② 日本DMA Tの登録を受けていること。

- 6 指定病院の長は、次の場合には、知事に届け出るものとする。

なお、日本DMA Tの登録を受けている隊員はこの限りではない。

- ① 有効期間中に、産前・産後休業又は育児休業（以下、「産休等」）を取得しようとする隊員がいる場合。この場合において、知事は、当該隊員の産休等取得期間に応じて、有効期間を延長することが出来る。

- ② 知事は、前号の届出があったときは、登録証を書換え交付する。

(編成)

第4条 長野県DMATの編成は、次のとおりとする。

① 長野県DMATは、前条の登録を受けた指定病院の隊員をもって編成する。

なお、1つの指定病院の隊員のみで長野県DMATの編成ができない場合は、県内の他の指定病院の隊員の参加を得て1つの長野県DMATを編成することができる。

② 長野県DMATは、1チームにつき、医師、看護師、業務調整員等5人を標準として編成する。

③ 長野県DMATの編成に当たっては、1チームにつき、医師を含む過半数以上が日本DMAT隊員養成研修の修了者をもって編成することを基本とする。

(チームリーダー)

第5条 長野県DMATの各チームにリーダーを置く。

2 リーダーは、チームの医療救護活動を統括する。

(派遣基準)

第6条 長野県DMATの派遣基準は、次のとおりとする。

① 県内において、震度6弱以上の地震又は20名以上の傷病者の発生が見込まれる災害が発生した場合

② 前号に定める場合のほか、県内の災害で、長野県DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合

③ 国又は他の都道府県から長野県DMATの派遣要請があった場合

(派遣)

第7条 知事は、前条の派遣基準に照らし、長野県DMATの派遣が必要と認められるときは、指定病院の長に対して長野県DMATの派遣を要請する。なお、県外で発生した災害に際して、長野県DMATを派遣する場合には、被災都道府県の知事又は厚生労働大臣からの要請を受けて、指定病院の長に対して長野県DMATの派遣の要請をすることを基本とする。

2 指定病院の長は、前項の要請があったときは、速やかに長野県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告する。

3 指定病院の長は、長野県DMATの派遣が可能なときは、知事の要請に従い、長野県DMATを派遣する。

4 指定病院の長は、緊急でやむを得ない事情がある場合には、知事の要請を受ける前であっても、長野県DMATを派遣できる。この場合においては、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

5 前項に規定する知事の承認を得た場合には、その派遣は、知事の要請を受けた派遣とみなす。

6 派遣された長野県DMATは、任務終了後、速やかにその活動状況を指定病院の長を通じて知事に報告するものとする。

(待機)

第8条 知事は、災害の発生により第6条の派遣基準に該当することが見込まれる場合は、指定病院の長に対して長野県DMATの待機を要請するものとする。

2 知事は、長野県DMATの派遣が必要となる可能性がないと見込まれるときは、長野県DMAT

Tの待機を解除するものとする。

3 次のいずれかに該当する場合は、指定病院の長は、知事の要請を待たずに、長野県DMATを待機させるものとする。

- ① 県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- ② 日本DMAT活動要領に規定するDMAT自動待機基準に該当する場合
- ③ 大規模な列車転覆事故又は航空機墜落事故が発生した場合
- ④ 前各号に掲げる場合のほか、長野県DMATの派遣を要すると判断される災害が発生した場合

(活動内容)

第9条 長野県DMATの活動内容は、次の事項を基本とする。

- ① 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
 - ② 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送 等
 - ③ 広域搬送基地医療施設等における医療支援
 - ④ 他の医療従事者に対する医療支援
 - ⑤ 新興感染症等の感染拡大時における医療支援
 - ⑥ その他災害現場等における救命活動に必要な措置
- 2 長野県DMATは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、派遣中の生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(傷害保険)

第10条 長野県は、長野県DMATの医療救護活動に伴う事故に対応するため、隊員を対象とする傷害保険に加入する。

(研修等)

- 第11条 指定病院の長は、長野県DMATの技術の向上等を図るため、編成した長野県DMATの研修及び訓練に努める。なお、当該研修及び訓練においては、指定病院に所属しない隊員も対象とすることができる。
- 2 知事は、長野県DMATの技術の向上等を図るため、指定病院の協力を得ながら、研修、訓練等を企画し、実施するものとする。

(協議組織)

第12条 知事は、長野県災害派遣医療チーム(DMAT)連絡会議を設置し、長野県DMATの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討及び協議をする。

(その他)

第13条 その他長野県DMATに関して必要な事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。